

## 1 福岡市のコミュニティ関連施策の推移及び成果と課題

### (1) コミュニティ関連施策の推移

#### <平成 15 年度までの施策>

市の非常勤特別職職員である「町世話人」を通じて、コミュニティに行政情報を伝達したり、協力を依頼したりしていた。

また、交通安全や青少年健全育成など、市が施策を進める上でコミュニティの協力が必要な事業については、事業毎に校区で組織化を図り、設立された団体（各種団体）に補助金を交付するなどしていた。

#### <平成 16 年度以降の施策>

平成 16 年 3 月末で町世話人制度を廃止し、同年 4 月に自治協議会制度を創設し自治協議会をパートナーとして「共働」でまちづくりに取り組むこととした。

平成 16 年度に開始された主な施策は、次のとおりとなっている。

#### 自治協議会制度を創設

コミュニティの自律経営の基本的な範囲を「小学校区」と捉え、各校区に対し、校区を運営する組織である「自治協議会」の設立を提案した。

#### 校区で自主的に取り組む事業に活用できる補助金を創設

校区の各種団体のうち 7 団体に個別に交付されていた 9 つの補助金を一本にまとめ、新たに、自治協議会が校区で自主的に取り組む事業にも活用できる補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）を創設した。

#### 区役所に「コミュニティの総合窓口」として地域支援部を創設

区役所のコミュニティ支援体制を強化するため、コミュニティと向き合い、コミュニティを支援する窓口となる部署 = 地域支援部を設置した。

#### 区の地域支援部に校区を担当する校区担当職員を配置

自治協議会の設立・運営に関する事柄など、さまざまなコミュニティ活動を支援していくため、区の地域支援部に校区担当職員を配置した。

#### 公民館を区役所へ移管し、コミュニティ支援の体制を強化

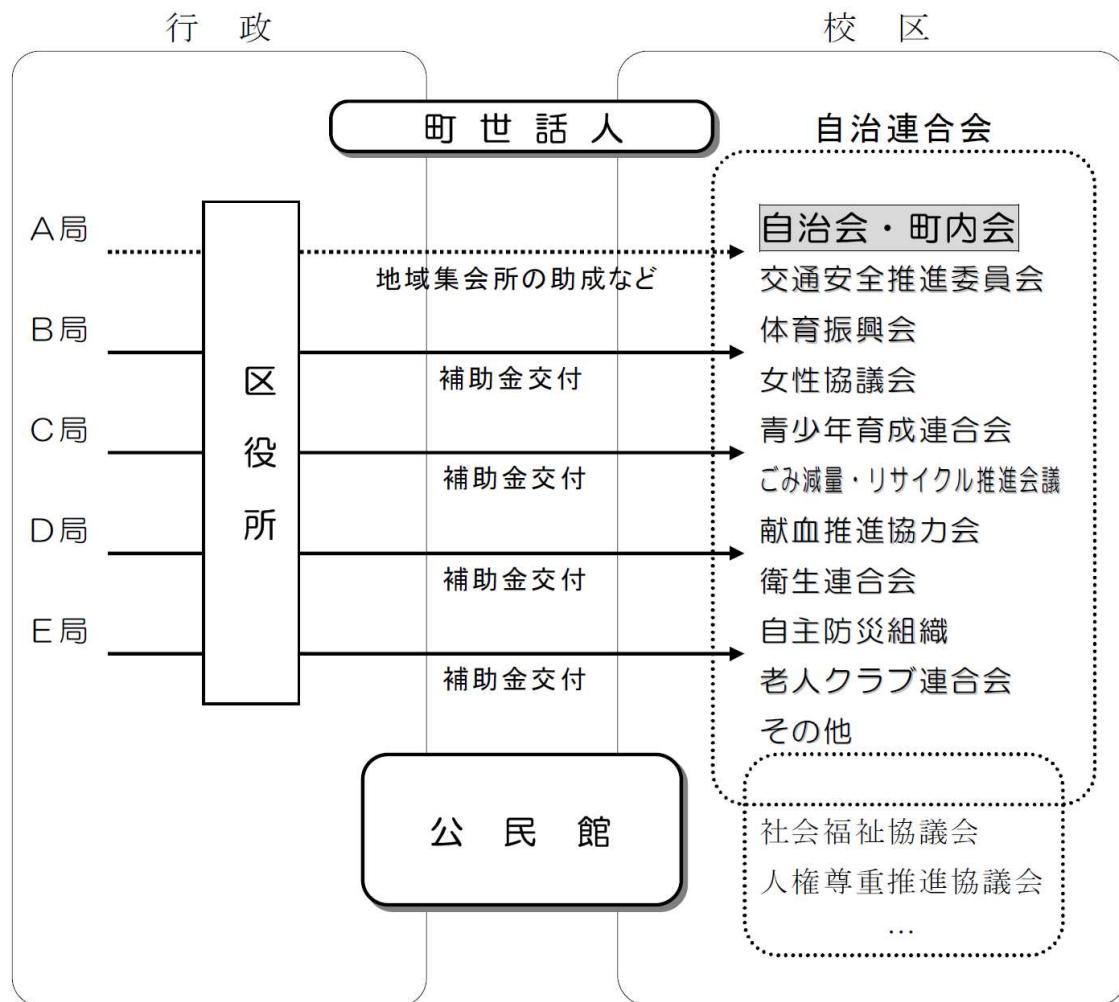
それまで教育委員会が所管していた公民館を区役所の所管にし、区役所と一体となったコミュニティ支援が行われるよう、体制を強化した。

## 平成 15 年度から 16 年度にかけての施策見直しのイメージ

### 第 1 部 これから、

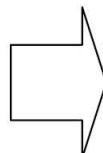
これまで（来年 3 月まで）

（イメージ図です）



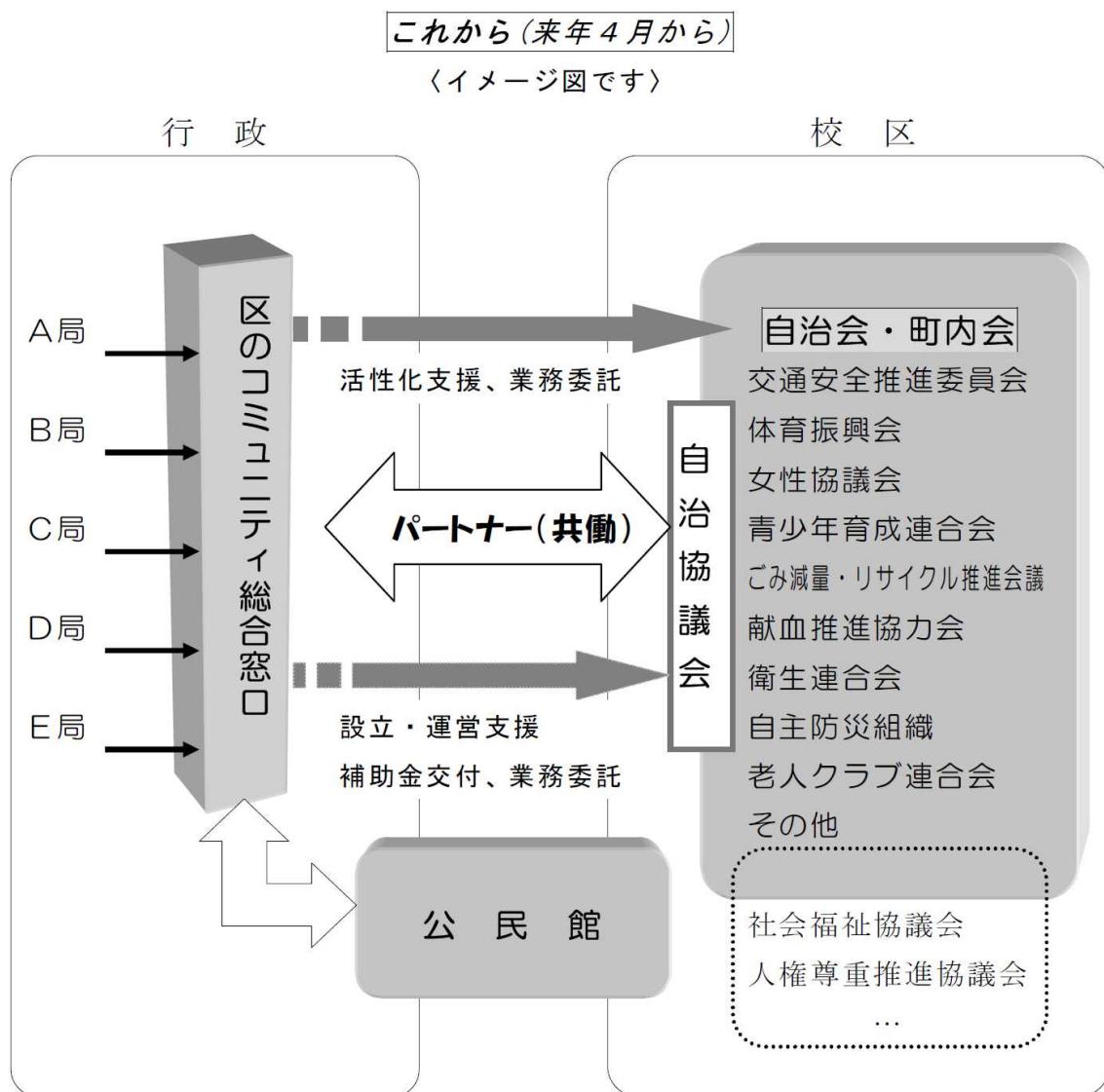
#### ＜課題＞

- 少子・高齢化が進む中、福祉、子育て支援への対応や、環境への取り組み、また、防犯・防災のまちづくりなど、行政と地域との共働によるまちづくりの推進が必要になってきました。
- しかし、市の窓口が「縦割り」であるため、校区での団体も「縦割り」になっています。このため、地域に対しても、施策毎の「縦割り」の対応となり、各団体間で十分な連携・調整がなされていない校区も見受けられます。



(このイメージ図は、地域説明資料〔平成15年10月〕から抜粋したものです。)

## こう変わる



### ＜解決に向けて＞

- 地域（校区）と向き合う市の窓口を創るとともに、地域（校区）の住民が主体となる体制を創り、共働でコミュニティづくりを進めます。
- 校区の事柄を協議する「自治協議会」を創っていただき、ここに、補助金を一本化してお渡しするとともに、業務を委託し、校区の実情に合わせた独自の取り組みを進めていただけるようにします。
- 校区のコミュニティづくりを支える自治会・町内会活動を支援します。
- コミュニティづくりの「核」として、公民館機能を強化します。

## (2) コミュニティ関連施策における成果と課題（第1次提言からの抜粋）

### 平成16年度に開始したコミュニティ関連施策の成果

#### 校区運営の円滑化

校区内の自治会・町内会や、これまで個別に市と協力しながら活動していた各種団体などが、自治協議会に加入し一緒に協議を行うようになったことで、団体別に実施されていた活動が校区全体で共有され、重複する活動の整理や役割分担が進んできました。

また、協議の場ができたことによって、校区の意思決定が円滑に行われるようになってきています。

#### 民主的な運営の推進

コミュニティ活動に多くの住民の声が反映できるようになり、民主的な合意形成のもとで、校区の運営や活動が行われるようになってきました。校区によっては、それぞれの状況に応じた独自の運営も行われています。

#### 透明性の高まり

これまで団体別だった会計が自治協議会に一本化されたことによって、校区全体の予算の使途が明確になりました。

また、「自治協議会だより」の発行や会議の情報公開が進むなど、住民に対して、より透明性の確保に努めた運営が図られるようになってきています。

#### コミュニティ活動の活性化

これまで分野別に個々の団体が行っていた事業に、自治協議会として校区全体で取り組むようになったことで、事業内容の充実や参加者の増加が図られています。

#### コミュニティ主体の取り組みの開始

これまでの行政主導による取り組み（交通安全、スポーツ・レクリエーションなど）に加えて、新たに、子どもの見守りや防犯活動など、コミュニティの課題解決に向けた校区の主体的な取り組みが行なわれるようになっています。

#### 行政との連携強化

区に地域支援部が設置され、校区担当職員が配置されたことにより、顔の見える市役所として、コミュニティと行政との信頼関係が形成されてきています。

## 今後のコミュニティづくりに向けた課題

### コミュニティと行政の共働における課題

#### コミュニティと行政双方の認識の不足

各校区で自治協議会が設立され、活動が行われているにもかかわらず、市が、平成15年度以前と同様の施策の進め方（上意下達、全市一律、一方的）をしているケースが見受けられます。また、コミュニティの側でも、自治協議会制度の趣旨が十分に理解されていない状況があります。そのため、コミュニティと行政が共働で取り組む事項について、目的や手法に関する共通認識が形成されづらい状況となっています。

#### 町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理

市の非常勤特別職職員として、コミュニティにおいて行政の補完的な役割を担っていた町世話人制度が廃止されたにもかかわらず、依然として、考え方や内容の整理がなされないまま、行政からコミュニティへさまざまな事項が依頼されています。そのため、コミュニティの側では、行政からの依頼事項に対する負担感が大きくなっています。

#### 行政本位の施策の立案、実施

コミュニティの現状や意向が十分に反映されないまま、行政の都合で、施策が決定されるケースが見受けられます。さらに、施策の内容が実施の直前に通知されるなどするため、コミュニティづくりの主体である住民の側で十分な協議や検討を行うことができず、実情に合った取り組みができにくいという状況があります。

また、コミュニティによって実情が異なるにもかかわらず、全市一律に施策が推進されるケースも見受けられます。

#### 行政の「縦割り」

少しずつ解消されてきていますが、自治協議会が設立されている校区においても、設立前と同様、市の各部署がバラバラに、校区の各種団体に通知を行ったり、校区で事業を実施したりする状況が見受けられます。そのため、自治協議会としてまとまって活動することができにくい状況となっています。

また、区レベルの各種団体（区単位で個別分野の活動を行う団体＝区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区交通安全推進協議会、区ごみ減量・リサイクル推進会議、区衛生連合会など）と自治協議会の関係が十分に整理されておらず、区レベルの各種団体とすでに自治協議会の一員になっている校区の各種団体が依然として縦割りの関係にあるという現状があります。

## コミュニティへの財政的支援における課題

### 財政的支援のあり方

自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）について、公金から交付されるものである以上、ある程度の制約を受けることはやむを得ないと考えられますが、必須事業の設定や使途の制限があるなど、自治協議会にとって使いづらい面があります。

また、校区において、別途、自治協議会以外の団体や個人に交付されている補助金等があることから、自治協議会としてまとまって活動することができにくい状況となっています。

## コミュニティの自治における課題

### 住民の自治意識の希薄化

住民の自治意識や、コミュニティへの帰属意識が希薄化しており、「コミュニティ活動に住民の理解が得られない」「活動に参加する人が少ない」「決まった人しか参加しない」などの問題が出てきています。特に、急速に都市化が進展している地域においては、非常に深刻な状況が見られます。

また、マンションなどの集合住宅においては、1世帯も自治会に加入していない場合もあり、コミュニティ活動に支障をきたしています。

### 活動を担う人材の不足

住民の高齢化などに伴って、コミュニティ活動を担う人材の不足が大きな問題となっています。

このことに加えて、少ない人数に負担が集中することから、コミュニティ活動が住民に敬遠されがちになり、さらに人材の不足を招くという悪循環に陥っている現状があります。

## 2 コミュニティにおける団体の設立・運営状況

### (1) 自治協議会

おおむね小学校区を単位として、福祉、子育て、防犯・防災、環境などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会や、これまで個別に市と協力しながら活動していた各種団体をはじめとしたさまざまな団体が参加している。

自治協議会設立校区・地区数	全市で 144 / 149 校区・地区 博多小学校区は旧 4 校区で計上
構成団体数	平均 34.5 団体
自治会・町内会	平均 15.7 団体
自治会・町内会以外の必須団体	平均 7.9 団体
その他の団体	平均 10.9 団体
役員数	平均 10.3 人
年間予算額	平均 483 万 3 千円*

平成 20 年 9 月 1 日現在。 \* は「自治協議会等アンケート」による数字。

### (2) 自治会・町内会

一定地域を単位として、住民の福祉向上や住民相互の連帯感の醸成を図ることを目的に組織された住民の自治組織。町内住民の福祉増進、相互親睦などの活動（運動会、夏祭り、敬老会、資源物回収、清掃、子ども会、老人会等の行事など）を行っている。

自治会・町内会数	全市で 2,269 団体
加入世帯数	平均 269.8 世帯*
未加入世帯数	平均 27.1 世帯*
年間予算額	平均 158 万 6 千円*
自治会・町内会費の額	平均 456.1 円 / 世帯・月*

平成 20 年 4 月 1 日現在。 \* は「自治会・町内会アンケート」による数字。

### (3) その他、コミュニティで活動する団体

#### < 小学校区単位の団体 >

##### - 自治協議会に加入している団体

交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協力会、衛生連合会、自主防災組織

##### - その他の団体　　自治協議会への加入の有無は校区により異なる。

校区社会福祉協議会、人権尊重推進協議会、老人クラブ連合会、小学校 P T A 、子ども会育成連合会、校庭開放運営委員会、ふれあいネットワーク校区推進会、学校体育館開放運営委員会 など

#### < その他の団体（多くの地域で設立されているもの）>

中学校 P T A 、老人クラブ、子ども会、子育てサロン、公園愛護会、消防団、防犯組合、ふれあいサロン、食生活改善推進協議会、まちづくり協議会 など

### 3 福岡市自治協議会に関する要綱（平成20年度～）

#### （目的）

第1条 この要綱は、自治協議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （自治協議会）

第2条 この要綱において「自治協議会」とは、小学校区（博多小学校区にあっては、旧大浜小学校区、旧奈良屋小学校区、旧冷泉小学校区及び旧御供所小学校区の各地区。以下「校区」という。）を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織であって、次に掲げる要件を満たすものからの届出に基づき、第4条第1項の規定により区長が登録したものをいう。（1つの校区に1団体とする。）

（1）組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること。

- ア 役員の民主的な選出
- イ 協議による意思決定
- ウ 自主財源の確保
- エ 事業計画・予算作成及び執行の透明性
- オ 会計処理の透明性

（2）次に掲げる団体（イからケまでに掲げる団体にあっては、校区内に組織されているものに限る。）を含む多くの各種団体により構成されたものであること。

- ア 当該小学校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会
- イ 校区交通安全推進委員会
- ウ 校区体育振興会
- エ 校区男女共同参画協議会
- オ 校区青少年育成連合会
- カ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議
- キ 校区献血推進協力会
- ク 校区衛生連合会
- ケ 校区自主防災組織

2 自治協議会を構成する自治会・町内会の区域が校区と一致しない場合その他自治協議会の区域と校区が異なることについて相当の理由があると区長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、校区と異なる区域をもって自治協議会の区域とすることができる。

#### （届出書の提出）

第3条 前条第1項の要件を満たす団体は、自治協議会届出書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に届け出ることができる。

- （1）規約
- （2）役員名簿

(登録)

第4条 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、当該団体を自治協議会として登録することができる。

2 区長は、前条の届出が第2条第1項の要件に適合しないと認めるときは、前項の登録をしない旨の文書をもって、当該団体へ通知するものとする。

(届出内容の変更等)

第5条 自治協議会は、第3条の届出の内容に変更があったときは、速やかに、自治協議会登録変更届出書（様式第2号）に必要な書類を添えて区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出が第2条第1項の要件に適合すると認めるときは、同項の届出に基づく変更の内容をもって、前条第1項の登録に係る事項を更新するものとする。

(登録事項の証明)

第6条 区長は、第4条第1項の登録に係る事項に関し証明書を発行することができる。

2 前項の証明書の発行に関し必要な事項については、区長が別に定める。

(登録の取消し)

第7条 自治協議会は、第2条第1項の要件に該当しなくなった場合又は自治協議会を解散しようとする場合は、速やかに、自治協議会登録取消届出書（様式第3号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合のほか、自治協議会が第2条第1項の要件に該当しないと認めるときは、第4条第1項の登録を取り消すことができる。

3 前項の取消しは、当該自治協議会へ文書を通知して行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、当該団体が区域としている小学校区に組織されている第2条第1項第2号イからケまでに掲げる団体のうち、2団体以内が未加入の場合も本要綱に基づく自治協議会として登録することができるものとする。

附 則（平成20年3月31日改正）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

( 様式は、省略 )

## 4 活力あるまちづくり支援事業補助金（平成 20 年度～）

### (1) 「活力あるまちづくり支援事業補助金」の概要

自治協議会が、校区の実情に合わせて事業を組み立てることができる補助金。

市が、従来、校区の団体毎に交付していた 9 つの補助金を統合し、自治協議会制度の開始と同時に創設した。

補助対象事業及び補助対象経費、補助金限度額については、本検討会が平成 19 年 10 月に行った「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言」に基づき、平成 20 年度より見直しが行われている（以下は、見直し後の内容）。

<「活力あるまちづくり支援事業補助金」に統合された補助金(合計 97 万 9,600 円)>

名 称	交 付 先
校区交通安全推進委員会補助金	交通安全推進委員会
校区体育振興会補助金	体育振興会
校区女性団体組織化補助金	女性協議会
校区青少年健全育成連合会補助金	青少年育成連合会
ごみ減量・リサイクル推進会議補助金	ごみ減量・リサイクル推進会議
校区献血推進協力会補助金	献血推進協力会
校区保健活動助成金	衛生連合会
校区動物適正飼養啓発補助金	
校区・町内清掃事業市民活動補助金	

<補助対象事業>

#### (1) まちづくり基本事業

安全・安心に関する事業（交通安全、防災、防犯）

子どもに関する事業（子どもの健全育成・非行防止）

環境に関する事業（環境美化、ごみ減量・リサイクル推進）

健康に関する事業（健康づくり、集団献血）

スポーツに関する事業（スポーツ・レクリエーション）

男女共同参画に関する事業（男女共同参画）

まちづくり基本事業＝住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業。補助金の交付を受ける自治協議会は、すべて実施する必要がある。

#### (2) 校区で自主的に取り組まれる(1)以外の公益的な事業

地域の活性化や課題解決につながる事業

<補助対象経費>

・事業費（補助対象事業の実施に要する経費）

・運営費（自治協議会の運営に要する経費）

<補助金限度額（人口に応じて設定）>

人口	2,000 人以下	2,001 人 ～ 5,000 人	5,001 人 ～ 10,000 人	10,001 人 ～ 15,000 人	15,001 人 以上
補助金限度額	230 万円	270 万円	310 万円	340 万円	370 万円

「運営費」は、交付を受ける補助金の額の 3 分の 1 まで。

## (2) 福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、活力あるまちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において「自治協議会」とは、福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に規定する自治協議会をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治協議会が実施する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 安全・安心に関する事業（交通安全、防災及び防犯）
- (2) 子どもに関する事業（子どもの健全育成・非行防止）
- (3) 環境に関する事業（環境美化及びごみ減量・リサイクル推進）
- (4) 健康に関する事業（健康づくり及び集団献血）
- (5) スポーツに関する事業（スポーツ・レクリエーション）
- (6) 男女共同参画に関する事業
- (7) その他地域の活性化や課題解決につながる事業

2 補助金の交付を受ける自治協議会は、前項第1号から第6号までに掲げる事業については、住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業（まちづくり基本事業）として、その全てを実施しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると区長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、自治協議会が行う事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない。
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

### (補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（以下「事業費」という。）及び自治協議会の運営に要する経費（以下「運営費」という。）とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において別表第3に定める額を限度（以下「補助金限度額」という。）とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする自治協議会は、活力あるまちづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付を決定し、活力あるまちづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該補助金の申請を行った自治協議会に交付するものとする。

2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付を受けた自治協議会（以下「補助金交付自治協議会」という。）は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、活力あるまちづくり支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金限度額内で、補助金を増額するとき。
- (2) 補助事業を追加するとき。
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき。

(関係書類の整備)

第10条 補助金交付自治協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第11条 補助金交付自治協議会は、事業が完了したときは、速やかに、活力あるまちづくり支援事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを活力あるまちづくり支援事業実績調査確認書（様式第5号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該自治協議会に活力あるまちづくり支援事業補助金確定通知書（様式第6号）をもって通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 補助金の交付を申請しようとする自治協議会が区域としている小学校区内で組織されている団体（以下「各種団体」という。）であつて、自治協議会に未加入である団体（以下「未加入団体」という。）が、次に掲げる補助金の交付を受けて第4条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事業を行う場合にあっては、当分の間、同条第2項の規定にかかわらず、当該自治協議会は、これらの事業のうち未加入団体が実施する事業については、実施することを要しないものとする。

(1) 校区交通安全推進事業補助金

(2) 校区体育振興事業補助金

(3) 校区男女共同参画推進事業補助金

(4) 校区青少年育成事業補助金

(5) 校区献血推進協力会補助金

(6) 校区保健活動補助費（衛生連合会補助金）

(7) 動物適正飼養啓発補助費（衛生連合会補助金）

(8) 清掃事業市民活動補助金

3 前項の自治協議会における第6条の規定の適用については、同条中「別表第3に定める額」とあるのは、「別表第3に定める額から、当該年度において、各種団体に交付する附則第2項各号に掲げる補助金の額を差し引いた額」とする。

附 則（平成17年7月28日改正）

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日改正）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 事業費補助対象外経費（第5条関係）

経費区分	内容等
人件費	自治協議会の役員等の手当
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

別表第2 運営費補助対象経費（第5条関係）

経費区分	内容等
事務職員雇用等経費	自治協議会の会計、文書の作成等の事務に主として従事する者の雇用等に係る経費
印刷費	資料等の印刷代等
消耗品費	文房具等事務用品、書籍代等
通信・運搬費	郵便料金等
備品購入費	書庫（キャビネット等）、パソコン、机、椅子、テーブル、印刷機等。ただし、事務処理に直接関連しないもの（テレビ、冷蔵庫等）は、対象外とする。
借上費	会場借上、備品借上経費
活動費	自治協議会の役員等の活動に要する経費

別表第3 補助金限度額（第6条関係）

自治協議会の区域に係る人口	限度額
2,000人以下	2,300千円
2,001人以上5,000人以下	2,700千円
5,001人以上10,000人以下	3,100千円
10,001人以上15,000人以下	3,400千円
15,001人以上	3,700千円

（注1）人口は、交付申請に係る年度の初日の属する年の前年の9月30日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数に、同日現在において外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者の数を加えた数とする。

（注2）運営費の額は、各自治協議会に交付すべき補助金の額の3分の1に相当する額を限度とする。

（ 様式は、省略 ）

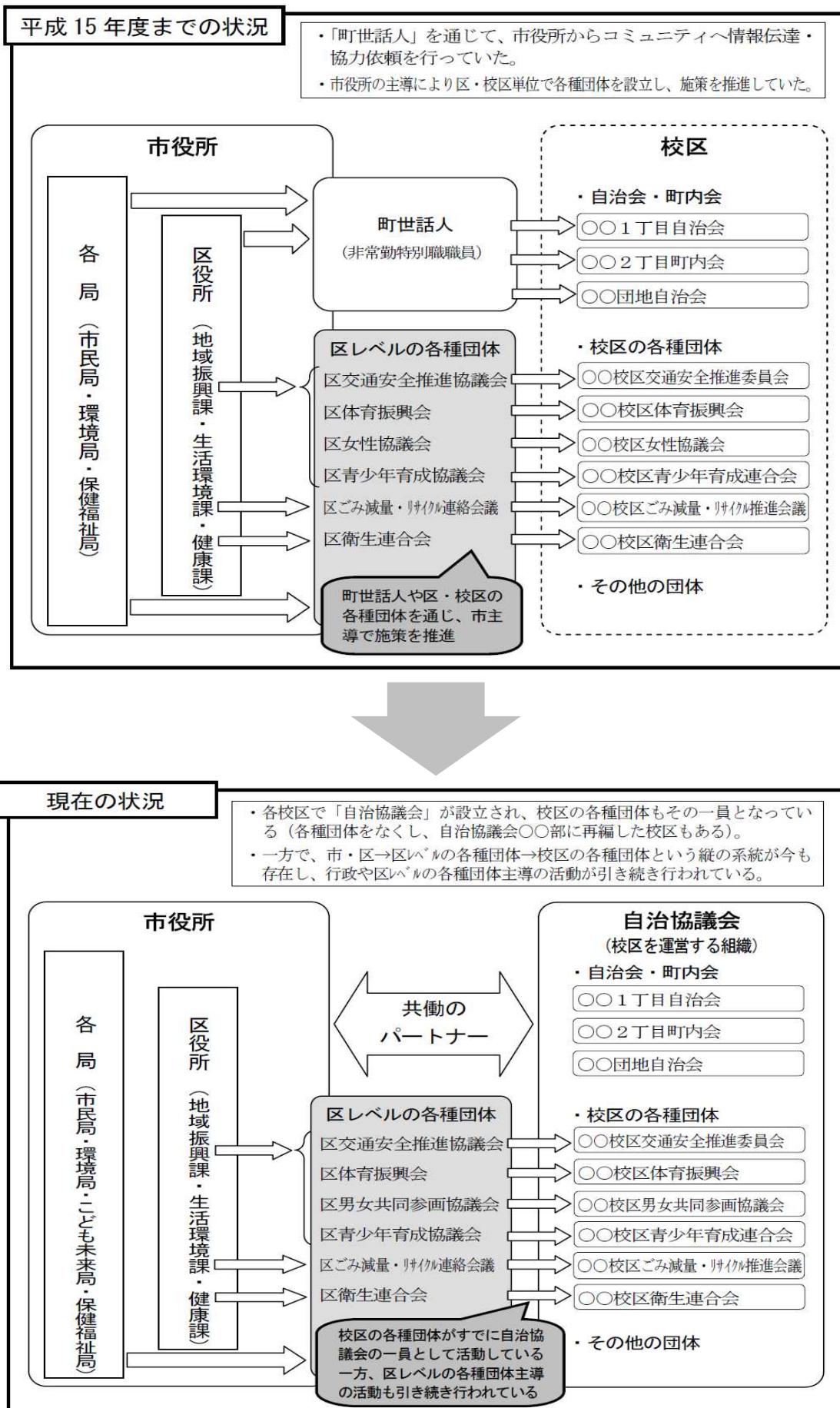
## 5 区レベルの各種団体

### (1) 区レベルの各種団体の概要

名称	設置目的 (主な事業内容)	主な構成員	その他
区交通安全推進協議会	交通事故の絶滅その他交通の安全と円滑をはかるため、関係機関及び地域の諸団体相互の連絡調整を行い、交通安全に関する諸施策を推進することを目的とする。 (交通安全教育及び交通安全にかかる広報活動、交通環境の整備促進、交通安全推進のための情報交換)	各校区代表者 区交通安全協会代表 警察署 区役所	・S47 年度設置 ・市組織あり（各区代表者、警察署長、関係団体、市長で構成） ・県組織あり
区体育振興会	区におけるスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興と、区民の心身の健全な育成及び区民相互の親睦・融和を図る。 (区スポーツ大会や夏まつり等の開催、研修会の実施、各競技団体への補助、広報誌の発行)	各校区代表者 公民館長会 小・中学校校長会 老人クラブ連合会 区体育指導委員協議会 男女共同参画協議会 子ども会育成連合会 区各スポーツ団体代表 区役所	・S48 年度から順次設置 ・市組織なし
区男女共同参画協議会	男女共同参画社会の実現を目指し、各校区の情報交換、委員研修等を実施し、校区活動の活性化、人材育成を図る。 (研修会・交流会の実施、広報紙の発行)	区内の校区自治協議会より推薦を受けた代表者 区内にある関係団体の代表者	・S55 年度設置 ・市組織あり（各区代表者で構成）
区青少年育成協議会	地域における青少年の健全育成、非行防止を目的として、団体相互の連絡調整、地域活動の強化を図る。 (地域と青少年のつどいの開催、健全育成・非行防止に関する啓発活動などの実施)	各校区代表者 公民館 小・中学校 小・中学校 PTA 子ども会育成連合会 警察署 保護司会 少年補導員連絡会 区役所	・S47 年度設置 ・市組織あり（各区代表者、行政で構成）
区ごみ減量・リサイクル連絡会議	地域におけるごみ減量・リサイクルの推進を図る。 (意見交換、情報交換、研修会の実施)	各校区代表者	・H4 年度設置 ・市組織あり（各区代表者、関係団体で構成）
区衛生連合会	地域健康づくり活動の推進・健康で文化的な市民生活の増進に寄与することを目的とする。 (健康づくりの支援、地域リーダーの育成)	各校区代表者	・S38 年度から 62 年度の間に順次設置 ・市組織あり（各区代表者で構成） ・県組織、全国組織あり

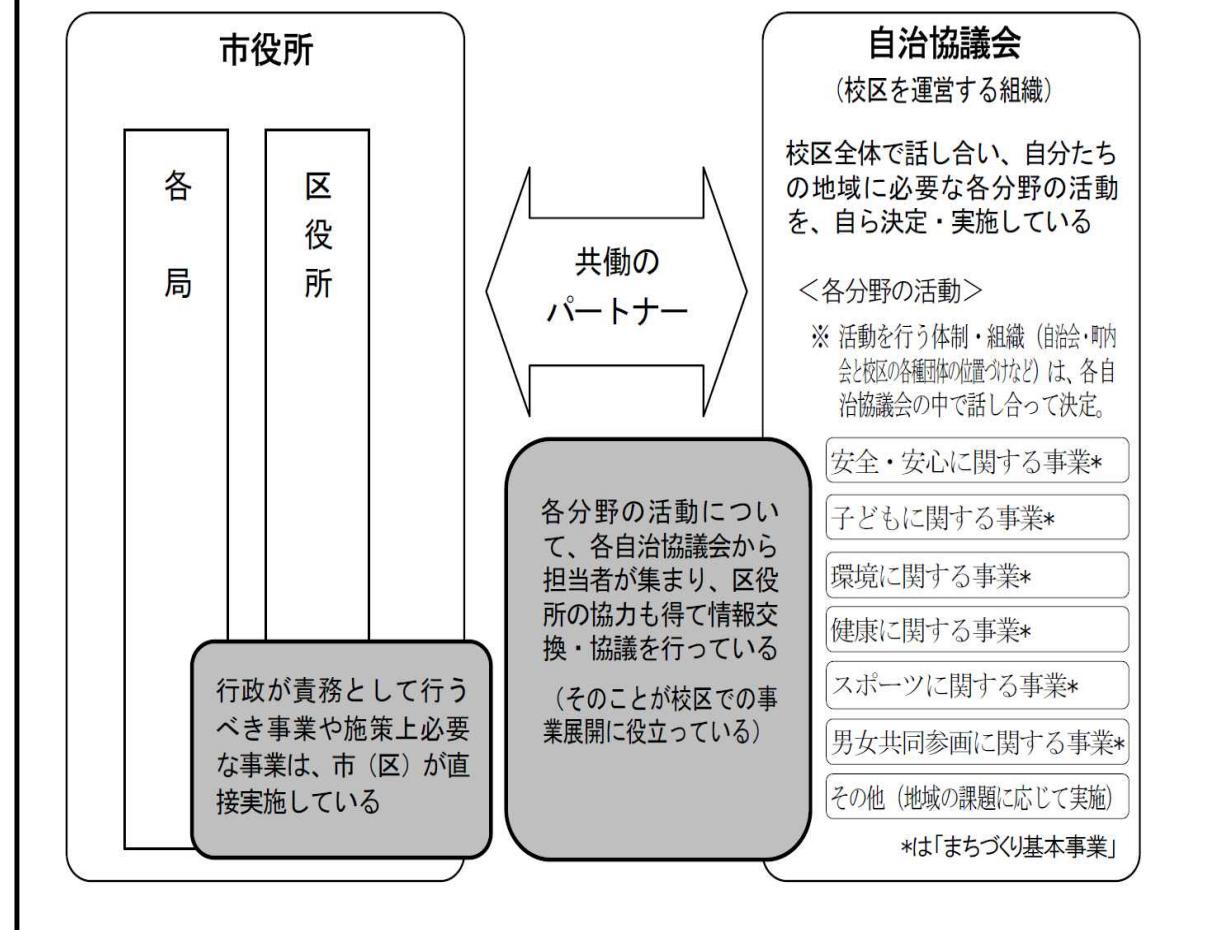
(注) 区によって、状況は一部異なる。

## (2) 区レベルの各種団体の見直しのイメージ



## 目指す姿

- ・各校区で「自治協議会」が設立され、校区の各種団体も、名実ともにその一員となっている（分野別の縦割りなどがない中で、校区が運営されている）。
- ・各自治協議会の担当者が分野別に集まり（連絡会的な組織）、区役所の協力も得て情報交換や協議を行っている。



各団体の役割や現状を十分に踏まえ、各分野における今後の活動のあり方を関係者と協議する。

状況が整った区・分野から、順次、事業・組織の見直しを行っていく。

## 6 「コミュニティへの依頼等に関する調査」調査結果

### <調査の概要>

- ・実施時期：平成19年12月～平成20年2月
- ・対象事業：平成18年度に市（外郭団体、市・区レベルの各種団体、実行委員会などを含む）からコミュニティに対して依頼、提案、通知を行った事項

以下の調査結果は、各局・区・室から回答があった1,086件のうち、調査対象外の54件（学校、公民館、民生委員に対する依頼等）を除く1,032件を内容別に分類し、集計したもの。なお、局・区・室により回答基準に差がある場合がある。

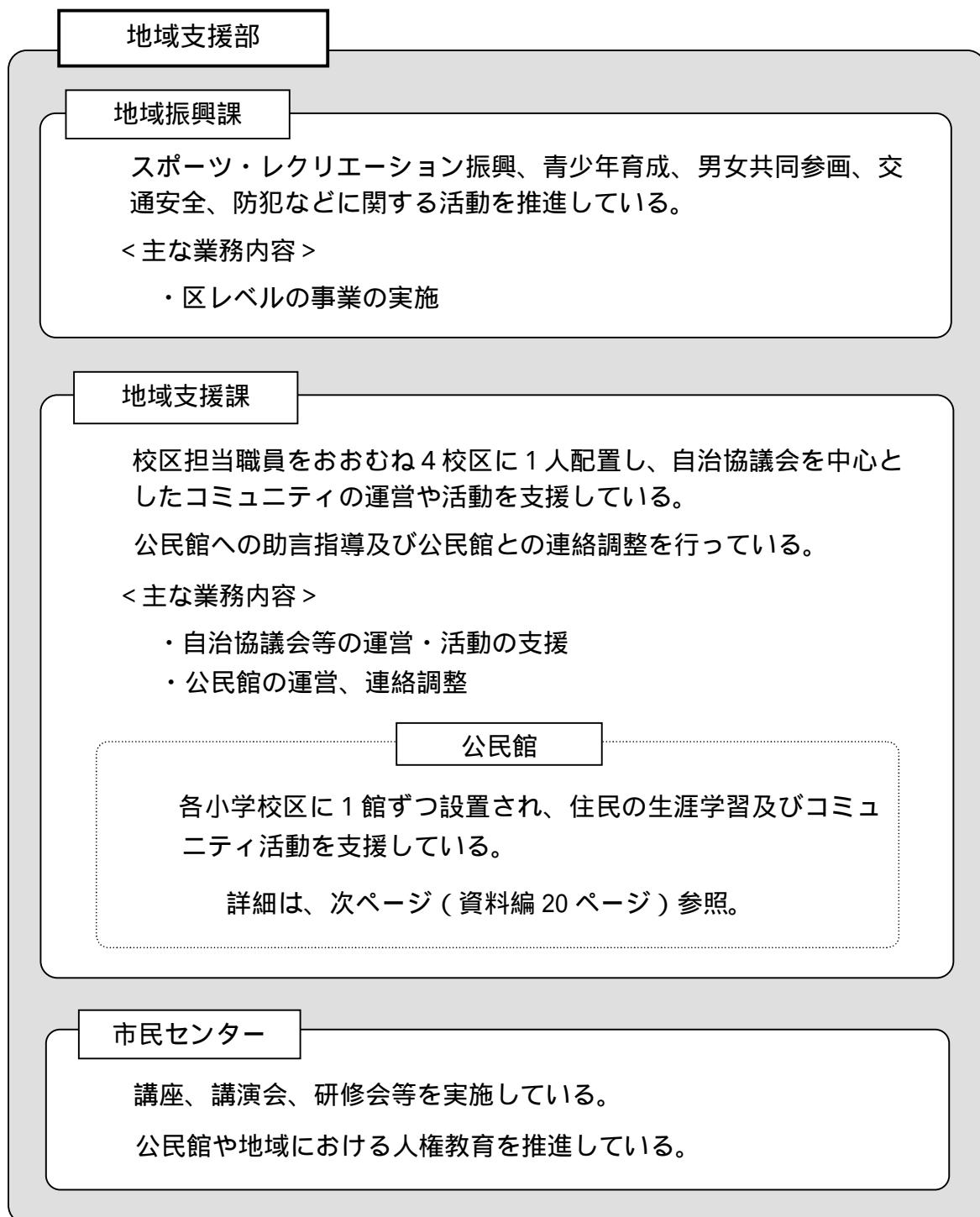
	住民への生活情報・行政情報の伝達を依頼した事項	121件(36項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集日の周知</li> <li>・道路工事の内容・期間の周知</li> <li>・健康相談の開催通知</li> <li>・投票所変更の周知</li> <li>・感染症、食中毒等予防のちらし回覧</li> <li>・広報紙の配付</li> </ul>	
	事業の運営協力（参画、共催、運営協力）を依頼した事項	139件(55項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ清掃の実施</li> <li>・安全・安心マップの作成</li> <li>・青少年健全育成月間街頭キャンペーンの実施</li> <li>・公園づくりワークショップへの参画</li> <li>・校区がん・結核検診当日の受付</li> <li>・防災訓練への参加</li> <li>・区スポーツ大会の運営協力</li> </ul>	
	イベント・講演会の開催周知、参加・動員を依頼した事項	183件(90項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を尊重する市民の集いへの参加</li> <li>・健康フェアの開催周知</li> <li>・その他各分野の研修会・講演会への参加</li> <li>・区スポーツ大会の出場者名簿提出</li> <li>・芸術鑑賞会の開催周知</li> </ul>	
	委員の推薦、委員への就任、会議への出席を依頼した事項	389件(94項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の推薦</li> <li>・公民館長推薦委員の推薦</li> <li>・市民の祭り運営委員会委員への就任</li> <li>・投票立会人の推薦</li> <li>・区自治協議会会長会等への出席</li> <li>・その他各種審議会、実行委員会の委員就任・会議出席</li> </ul>	
	通知を行った事項	33件(18項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会職員体制の通知</li> <li>・蚊駆除剤無償配付事業を実施することの通知</li> <li>・福岡都市高速に係る事業内容の事前周知</li> <li>・少年愛護パトロール員研修資料の参考送付</li> <li>・区各種団体主催事業に係る資料・広報紙の参考送付</li> </ul>	
	その他、依頼等を行った事項	167件(55項目)
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金・日赤募金への協力</li> <li>・自治会長の連絡先の把握</li> <li>・道路整備に係る地元意見の調整、地元説明会の日程調整</li> <li>・下水道分流化事業に係る工事内容の承諾</li> <li>・市道路愛護等功労者表彰候補者の推薦</li> <li>・「活力あるまちづくり支援事業補助金」の申請（案内）</li> <li>・庁用車の譲渡希望校区の募集</li> </ul>	
		計1,032件(348項目)

## 7 地域支援部

### (1) 地域支援部の組織及び業務

コミュニティと向き合い、コミュニティを支援する窓口として、平成16年4月に、各区役所に設置された組織。組織体制及び主な業務内容等（コミュニティに関する事項）は、下図のとおりとなっている（区によって、若干異なる場合がある）。

図 地域支援部の組織及び業務



## (2) 公民館

社会教育法第21条の規定に基づき、市が設置している施設。「住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」(福岡市公民館条例第1条)ことを目的に、各小学校区に1館ずつ設置されている(一部新設校区等を除く)。

平成15年度までは教育委員会が所管していたが、コミュニティ支援事業と生涯学習事業の一体的な推進を図ることを目指して、平成16年度に区役所へ移管された。

### <公民館の概要>

設置目的：住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

設置数：146館(うち2館は分館)

開館時間：午前9時～午後10時

延床面積：84～150坪(277～496平方メートル)

設備：講堂、学習室、和室、地域団体室など

### <公民館の事業内容>

#### 学習機会の提供

- ・基本事業(人権問題学習講座、子どもの健全育成関連事業。全公民館で実施)
- ・地域人材育成事業(地域活動ボランティア養成講座、地域リーダー育成講座など)
- ・地域の実態に即した事業・社会の動向に対応した事業  
(安全・安心まちづくり講座、男女共同参画学習講座、環境問題学習講座、高齢者地域参画支援講座など)
- ・家庭・地域の教育力向上関連事業  
(家庭教育学習、乳幼児ふれあい学級、子育てサポーター養成講座など)

#### 施設提供等(施設の貸出、図書・機材貸出など)

#### グループ・サークルの育成

#### 地域団体の活動支援

- ・自治協議会に対する支援  
　　コミュニティづくりに向けた自治協議会活動が円滑かつ効果的に行われるよう、公民館が持つ本来的な機能をもって、必要に応じて、次のような支援を行う。

　　人材育成支援、施設提供、情報提供、事業の企画実施等に関する相談への助言

## 8 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例及び条例施行規則（抜粋）

### 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例（抜粋）

（平成 12 年福岡市条例第 59 号）

#### （定義）

- 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) 中高層建築物 高さが 10 メートルを超える建築物をいう。
  - (2) 集合住宅 共同住宅若しくは長屋又はこれらの用途に供する部分を有する建築物をいう。
  - (3) ワンルーム形式集合建築物 2 以上の階数を有し、かつ、専用床面積が 35 平方メートル以下の住戸の数が 5 以上である集合住宅をいう。
  - (4) 中高層建築物等 中高層建築物及びワンルーム形式集合建築物をいう。
  - (5) 特定集合住宅 住戸の数が 10 以上である集合住宅をいう。
  - (6) ~ (8) （略）
  - (9) 近隣住民 中高層建築物等又は特定集合住宅の敷地境界線からの水平距離が 15 メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地（中高層建築物にあっては、当該敷地の真北方向にある土地で、敷地境界線から当該中高層建築物の高さの概ね 1.5 倍に相当する水平距離の範囲内にその全部又は一部があるものを含む。）に存する建築物の所有者、管理者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者及び管理者）をいう。
  - (10) （略）

#### （事前説明）

- 第 11 条 中高層建築物等の建築主は、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該中高層建築物等の建築計画及び工事の施工方法（以下「建築計画等」という。）についての説明（以下「事前説明」という。）を行わなければならない。
- 2 中高層建築物等の建築主は、当該中高層建築物等の設計者、工事監理者、工事施工者その他当該中高層建築物等の建築計画等について十分な知識を有する者に委託して、事前説明を行わせることができる。
  - 3 近隣住民は、中高層建築物等の建築主から当該中高層建築物等に係る事前説明の申出があったときは、これに応じなければならない。
  - 4 中高層建築物等の建築主は、当該中高層建築物等の建築計画等について、近隣住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。
  - 5 中高層建築物等の建築主は、近隣住民の長期不在その他その責めに帰することができない事由により当該中高層建築物等に係る事前説明をすことができないときは、事前説明をすることを要しない。この場合において、当該建築主は、当該中高層建築物等の建築計画等を近隣住民に周知させるよう努めなければならない。

(管理方法の説明)

第 12 条 ワンルーム形式集合建築物の建築主は、規則で定めるところにより、近隣住民に對し、当該ワンルーム形式集合建築物の管理の方法についての説明(以下「管理方法の説明」という。)を行わなければならない。

2 管理方法の説明は、当該ワンルーム形式集合建築物に係る事前説明と同時に行わなければならぬ。

3 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、ワンルーム形式集合建築物に係る管理方法の説明について準用する。

第 4 章 中高層建築物等及び特定集合住宅の建築に係る指導

第 1 節 中高層建築物の建築に係る指導

(中高層建築物の建築に係る指導)

第 15 条 市長は、中高層建築物(次節の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)の建築主が当該中高層建築物に係る事前説明を十分に行わず、又は近隣住民が事前説明の申出に応じない等の事由により、当事者間において事前説明が十分になされていないと認めるときは、当事者に対し、事前説明の促進について指導することができる。

2 中高層建築物であつて、集合住宅であるものの建築主は、規則で定める事項について規定した管理規約を作成するよう努めなければならない。

第 2 節 ワンルーム形式集合建築物の建築に係る指導

(管理規約の作成)

第 20 条 ワンルーム形式集合建築物の建築主は、規則で定めるところにより、管理規約を作成し、当該ワンルーム形式集合建築物の入居者に当該管理規約を遵守するよう指導しなければならない。

## 福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例施行規則（抜粋）

（平成 12 年福岡市規則第 144 号）

### （事前説明）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項の事前説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 中高層建築物等の位置、規模、構造及び用途
  - (2) 中高層建築物等の敷地の形態及び面積
  - (3) 中高層建築物が他の建築物の日照に及ぼす影響
  - (4) 中高層建築物等の工事の施工方法及び予定期間並びに条例第 8 条の規定により講じる工事に関する措置の内容
  - (5) 条例第 9 条の規定により講じるテレビジョン電波の受信障害に対する措置の内容
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、中高層建築物等の建築について配慮する事項
- 2 前項の事前説明は、次に掲げる図書（中高層建築物に該当しないワンルーム形式集合建築物の建築にあっては、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる図書。第 7 条第 2 項において同じ。）により行わなければならない。
- (1) 建築計画概要書（様式第 3 号）
  - (2) 付近見取図
  - (3) 配置図
  - (4) 各階平面図
  - (5) 立面図
  - (6) 日影図（中高層建築物が、冬至日において、周辺の土地及び当該土地に存する建築物に生じさせる日影について作成したもの）
  - (7) 建築計画について建築主が近隣へ配慮した内容を記載した書面

### （管理方法の説明）

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の管理方法の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) ワンルーム形式集合建築物の管理体制
- (2) 条例第 20 条の規定により作成する管理規約の内容

### （条例第 15 条第 2 項に規定する規則で定める事項）

第 8 条の 2 条例第 15 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、町内会等の地域のコミュニティ活動に参加し、及び協力することに関する事項とする。

### （管理規約の内容）

第 13 条 条例第 20 条の規定により作成する管理規約は、次に掲げる事項を盛り込んだものでなければならない。

- (1) ~ (7) （略）
- (8) 町内会等の地域のコミュニティ活動に参加し、及び協力すること。
- (9) （略）

## 9 コミュニティ活動を担う人材の確保に向けた事業の実施状況（主なもの/平成18年度～）

### (1) コミュニティ活動への市民の参加促進のための事業

名称（事業の概要）	対象者	実施区	実施年度
フォーラム、講演会など			
西区まちづくりフォーラム (活動発表会、講演会、パネルディスカッション等)	一般	西	18・19
市民カレッジ(例:平成18年度「安全・安心なまちづくりを考える」)	18歳以上	城南	18・20
コミュニティ活動の入門講座			
地域生きがい創造塾 (地域レビューのきっかけを提供する講座や体験型グループワーク)	55～75歳の中央区在住者など	中央	19・20
地域活動ガイダンス講座	50歳以上 大学生	城南 東	19・20 20
市民センター主催の市民講座	一般	南・城南	18・19・20
その他			
都心型コミュニティ活性化事業 (マンション等の集合住宅居住者の地域活動への参加促進策検討のためのワークショップ)	自治協議会役員、公民館職員、自治会・町内会長など	中央	18・19
自治会・町内会への加入促進支援 (コミュニティ、市、(社)福岡県宅地建物取引業協会の三者が連携し、加入促進説明会を校区で開催)	自治会・町内会長	西	19・20

### (2) コミュニティ活動に関わる人材を育成するための事業

名称（事業の概要）	対象者	実施区	実施年度
自治会・町内会長等の研修		下記のほか、希望校区を対象に実施している場合もある。	
自治会・町内会長研修会	自治会・町内会長	中央 城南 西	18・20 19・20 20
自治協議会長研修会	自治協議会会长	東	18
実務担当者の研修(広報・会計講座など)		下記のほか、希望校区を対象に実施している場合もある。	
広報紙等作成講座	自治協議会等の広報担当者など	各区において各年度実施	
自治協議会事務局向け研修・勉強会	会計担当者、事務局員など	中央 城南 西	18・19・20 19・20 20
意見交換会等			
自治協議会・公民館意見交換会	自治協議会役員、公民館職員など	東(一部校区で実施) 博多 南	19・20 18 18・19・20
自治協議会・公民館職員研修会	自治協議会会长、公民館職員、区役所職員	中央	19・20
早良区地区自治組織連絡協議会交流会 (校区事例発表会)	自治協議会役員、公民館職員、区役所職員	早良	19・20
その他			
地域課題の解決に向けた人材養成講座 (各分野のリーダー・ボランティア養成など)	各区において各年度実施		
人材発掘・育成事業(既存活動団体の実態調査・分析を行い、地域課題解決のための人材発掘・育成などに向けたシステムを構築する)	西区において対象校区を定めて実施		20

## 10 「平成 18 年度自治協議会・自治会等アンケート」調査結果（抜粋）

### < 調査の概要 >

#### 自治協議会等アンケート

- ・実施時期：平成 18 年 7 月～ 8 月
- ・対象：自治協議会（未設立の校区は自治連合会）会長
- ・実施方法：市職員が調査票を対象者に配付。郵送により回収（無記名）
- ・回収率：90.5%（回収数 133 / 調査数 147 ）

#### 自治会・町内会アンケート

- ・実施時期：平成 18 年 7 月～ 8 月
- ・対象：福岡市内のすべての自治会・町内会の会長
- ・実施方法：市職員が直接、または自治協議会等を通じて調査票を対象者に配付。郵送により回収（無記名）
- ・回収率：72.7%（回収数 1,632 / 調査数 2,245 ）

### (1) 行政の支援を望む事項（自治協議会等アンケート、自治会・町内会アンケート共通）

問 行政に対して、どのような支援を望みますか。当てはまるものを 3 つまで選び、番号に をつけてください。

分野	自治協議会等 アンケート	自治会・町内会 アンケート
1 活動費の助成	64.7 %	47.4 %
2 活動の場の提供	13.5 %	12.7 %
3 人材の育成	30.8 %	17.5 %
4 情報の提供	34.6 %	27.3 %
5 運営や活動に関する助言	23.3 %	16.1 %
6 地域活動に関する市民の意識啓発	41.4 %	32.9 %
7 住民が地域活動に参加するきっかけづくり	24.1 %	30.3 %
8 その他	3.0 %	5.6 %
9 特に支援は必要ない	6.8 % (無回答 3.0%)	7.0 % (無回答 9.4%)

(2) 運営・活動における課題(自治協議会等アンケート、自治会・町内会アンケート共通)

問 運営や活動にあたって、どのようなことが課題だと思いますか。それぞれの項目について、当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

項目		自治協議会等 アンケート	自治会・町内会 アンケート
人材	1 役員のなり手がない	59.4 %	67.8 %
	2 運営を手伝う人がいない	22.6 %	26.9 %
	3 事務処理ができる人がいない	11.3 %	8.0 %
	4 その他	3.8 %	5.6 %
	5 特に課題はない	27.8 % (無回答6.8%)	19.4 % (無回答5.0%)
住民	1 催しへの参加者が少ない	34.6 %	49.6 %
	2 自治協議会等の活動に住民の十分な理解が得られない	25.6 %	(選択肢なし)
	3 自治会・町内会の活動に住民の十分な理解が得られない	(選択肢なし)	25.4 %
	4 新旧の住民の交流が図りにくい	16.5 %	17.8 %
	5 マンションなどの集合住宅との交流が図りにくい	43.6 %	39.2 %
	6 その他	8.3 %	4.4%
	7 特に課題はない	19.5 % (無回答6.8%)	17.1 % (無回答5.9%)
運営	1 会合や催しを行える場所が少ない	6.8 %	19.9 %
	2 予算が足りない	32.3 %	16.7 %
	3 ノウハウがない	7.5 %	8.1 %
	4 事務処理の体制が十分でない	13.5 %	5.5 %
	5 校区内に自治協議会等に参加していない団体が多い	4.5 %	(選択肢なし)
	6 自治協議会等に参加している団体間の連携が難しい	13.5 %	(選択肢なし)
	7 町内で活動している団体間の連携が難しい	(選択肢なし)	11.3 %
	8 自治協議会、自治連合会など、校区単位の組織との連携が難しい	(選択肢なし)	8.5 %
	9 その他	4.5 %	5.9 %
	10 特に課題はない	39.8 % (無回答9.0%)	35.6 % (無回答13.4%)

(3) 区役所、公民館の支援を望む事項（自治協議会等アンケートより）

問 区役所（校区担当職員など）に対して、どのような支援を望みますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| 1 事業の実施方法などについて助言する        | 20.3 % |
| 2 事業の企画にあたって情報を提供する        | 39.1 % |
| 3 会議の運営や規約など、組織の運営について助言する | 9.8 %  |
| 4 事務処理の方法について助言する          | 8.3 %  |
| 5 その他                      | 6.0 %  |
| 6 特に支援は必要ない                | 12.0 % |
| (無回答 4.5 %)                |        |

問 公民館に対して、どのような支援を望みますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| 1 事業の実施方法などについて助言する        | 21.8 % |
| 2 事業の企画にあたって情報を提供する        | 21.8 % |
| 3 会議の運営や規約など、組織の運営について助言する | 3.0 %  |
| 4 事務処理の方法について助言する          | 2.3 %  |
| 5 共催で事業を実施する               | 24.1 % |
| 6 その他                      | 9.0 %  |
| 7 特に支援は必要ない                | 14.3 % |
| (無回答 3.8 %)                |        |

(4) 自治協議会等の公民館施設の利用状況（自治協議会等アンケートより）

問 自治協議会等の活動にあたって、公民館の施設を利用していますか。当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 会議室を利用している         | 92.5 % |
| 2 事務スペースを設けている       | 42.9 % |
| 3 コピー機など、事務機器を利用している | 69.2 % |
| 4 インターネットを利用している     | 6.0 %  |
| 5 その他                | 3.0 %  |
| 6 利用していない            | 1.5 %  |
| (無回答 2.3 %)          |        |

(5) 自治協議会等の広報紙の発行状況（自治協議会等アンケートより）

問 広報紙を発行していますか。当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

- |                                                      |        |
|------------------------------------------------------|--------|
| 1 自治協議会等で独自の広報紙を発行し、各世帯に配布している                       | 33.1 % |
| 2 自治協議会等で独自の広報紙を発行し、各世帯に回覧している                       | 11.3 % |
| 3 公民館だよりの一部（または裏面）に自治協議会等関連のお知らせを掲載している              | 60.9 % |
| 4 公民館だより以外の既存の広報紙の一部（または裏面）に<br>自治協議会等関連のお知らせを掲載している | 6.8 %  |
| 5 その他                                                | 6.0 %  |
| 6 発行していない                                            | 12.0 % |
| (無回答 0.8 %)                                          |        |

問 (1から5を選んだ方へ) 広報紙は、どのくらいの頻度で発行していますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |             |        |         |        |
|-------------|--------|---------|--------|
| 1 月2回以上     | 5.2 %  | 2 月1回   | 48.3 % |
| 3 2か月に1回    | 8.6 %  | 4 年3~5回 | 16.4 % |
| 5 年2回       | 13.8 % | 6 年1回   | 5.2 %  |
| (無回答 2.6 %) |        |         |        |

問 (1から5を選んだ方へ) 広報紙には、どんな事柄を掲載していますか。当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

- |             |        |          |        |
|-------------|--------|----------|--------|
| 1 催しの案内     | 87.1 % | 2 事業計画   | 62.9 % |
| 3 事業報告      | 56.0 % | 4 予算書    | 22.4 % |
| 5 決算書       | 21.6 % | 6 役員会の報告 | 23.3 % |
| 7 役員の氏名     | 50.9 % | 8 その他    | 9.5 %  |
| (無回答 1.7 %) |        |          |        |

(6) 自治会・町内会への加入状況（自治会・町内会アンケートより）

問 貴自治会・町内会に加入している世帯（加入世帯）加入していない世帯（未加入世帯）はいくつありますか。また、そのうちマンションなどの集合住宅に入居している世帯はどのくらいですか。それぞれ、（ ）内に世帯数を記入してください。

・加入世帯数（1自治会・町内会あたり）	269.8世帯
うち集合住宅に入居している世帯	150.0世帯
内訳／ワンルームタイプに入居している世帯	42.1世帯
ファミリータイプ（賃貸）に入居している世帯	56.7世帯
ファミリータイプ（分譲）に入居している世帯	51.1世帯
・未加入世帯数（1自治会・町内会あたり）	27.1世帯
うち集合住宅に入居している世帯	25.7世帯
内訳／ワンルームタイプに入居している世帯	13.2世帯
ファミリータイプ（賃貸）に入居している世帯	9.1世帯
ファミリータイプ（分譲）に入居している世帯	3.3世帯

問 未加入世帯について、自治会・町内会に加入しない理由は何だと思いますか。  
当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

- 1 隣近所とのつきあいがわずらわしい 36.2 %
  - 2 自分に関係があると思っていない 46.5 %
  - 3 役員になりたくない 18.8 %
  - 4 会費を払いたくない 39.5 %
  - 5 その他 15.0 %
- （無回答 26.6 %）

問 自治会・町内会に1世帯も加入していない集合住宅はありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

1 有 28.9 %      2 無 65.1%      (無回答 6.1 %)

問 (1を選んだ方へ) そのために困っていることはありますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1 加入世帯の側で不公平感が生じている      | 29.3 % |
| 2 催しへの参加者が不足している         | 5.3 %  |
| 3 役員のなり手がない              | 8.1 %  |
| 4 運営や活動を手伝う人が不足している      | 2.3 %  |
| 5 地域の連帯感が薄れる             | 18.9 % |
| 6 町内会費が不足し、活動費が十分にまかなえない | 4.0 %  |
| 7 その他                    | 6.6 %  |
| 8 困っていることは特にない           | 24.6 % |
| (無回答 0.8 %)              |        |

問 自治会・町内会への加入を促進するために、行っていることがありますか。当てはまるものをすべて選び、番号に をつけてください。

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 転入者に加入の案内をしている     | 38.8 % |
| 2 未加入世帯にちらしを配布している   | 11.3 % |
| 3 未加入世帯を役員が戸別に訪問している | 17.7 % |
| 4 その他                | 12.0 % |
| 5 行っていることは特にない       | 31.5 % |
| (無回答 8.8 %)          |        |

## (7) 自治会・町内会の規約の有無(自治会・町内会アンケートより)

問 規約を定めていますか。当てはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1 定めている 82.7 % | 2 定めていない 15.0 % |
| (無回答 2.3 %)    |                 |

## 11 「平成 20 年度市政に関する意識調査」調査結果（抜粋）

### < 調査の概要 >

- ・実施時期： 平成 20 年 8 月
- ・対 象： 福岡市内に住む 20 歳以上の男女から無作為抽出された 4,500 人
- ・実施方法： 郵送により配布・回収
- ・回 収 率： 50.7% (回収数 2,283 / 調査数 4,500 )  
速報値のため、最終集計結果とは若干の誤差が生じる見込み

### (1) 地域活動について ( ここでの「地域」は、町内から小学校区程度の範囲をいいます)

問 あなたは過去 2 年間において、お住まいの地域で、住民が主体となって行っている活動（地域活動）に参加したことがありますか。あてはまるものを 1 つ選び、番号に をつけてください。

参考：H17 年度市政に関する意識調査

1 よく参加している	9.6 %	[ 6.9 % ]
2 時々参加している	23.7 %	[ 21.9 % ]
3 あまり参加したことがない	20.0 %	[ 20.2 % ]
4 参加したことがない	44.1 %	[ 49.5 % ]
	( 無回答 2.7 % )	[ 無回答 1.5 % ]

問 (上記の問で「3 あまり参加したことがない」または「4 参加したことがない」と回答した方へ)

地域活動に参加しなかった（またはできなかった）理由は何ですか。  
あてはまるものを 3 つまで選び、番号に をつけてください。

1 仕事や家事・育児・介護などで忙しいから	48.6%
2 参加できる時間と活動が行われている時間が合わないから	39.2%
3 活動の内容や参加方法がわからないから	33.5%
4 一緒に参加する人がいないから	25.7%
5 参加したことによって、その後の地域活動で役割を担わされたくなかったから	15.9%
6 隣近所とのつきあいがわづらわしいから	12.9%
7 地域活動に関心がないから	17.5%
8 体が丈夫でないから	15.4%
9 その他	8.6%
	( 無回答 1.2% )

問 お住まいの地域をより住みよくするために、地域活動を行うことは大切だと思いますか。あてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

参考：H17年度市政に関する意識調査

1 そう思う	41.7 %	[ 38.4 % ]
2 どちらかといえばそう思う	45.0 %	[ 44.1 % ]
3 どちらかといえばそう思わない	8.3 %	[ 11.1 % ]
4 そう思わない	2.4 %	[ 3.3 % ]
(無回答 2.5 %)	[無回答 3.1 %]	

問 (上記の問で「1 そう思う」または「2 どちらかといえばそう思う」と回答した方へ)

特にどのような活動が大切だと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に をつけてください。

1 交通安全のための活動	19.8 %
2 防災活動	23.6 %
3 防犯活動	57.8 %
4 子どもに関する活動	33.7 %
5 環境美化活動	34.8 %
6 ごみ減量・リサイクル推進のための活動	26.4 %
7 健康づくり活動	13.2 %
8 スポーツ・レクリエーション	8.1 %
9 祭りやイベントなどの交流活動	17.7 %
10 男女共同参画を推進するための活動	2.2 %
11 高齢者や障がい者への福祉活動	29.4 %
12 自治会・町内会などの自治組織の運営	14.8 %
13 その他	1.1 %
(無回答 0.8 %)	

## (2) 自治会・町内会について

問 あなた（またはあなたの世帯）は、お住まいの地域の自治会・町内会に加入していますか。あてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 加入している          | 77.6 %             |
| 2 加入していない         | 10.7 %             |
| 3 加入しているかどうかわからない | 11.6 % (無回答 0.1 %) |

問 （上記の問で「2 加入していない」と回答した方へ）  
自治会・町内会に加入していない理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選び、番号に をつけてください。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 1 加入を勧められたことがないから       | 58.0 % |
| 2 活動や運営の状況が分からぬから       | 37.6 % |
| 3 連絡先が分からぬから            | 15.1 % |
| 4 興味のある活動が行われていないから     | 16.3 % |
| 5 隣近所とのつきあいがわずらわしいから    | 18.0 % |
| 6 会費を払いたくない（または払えない）から  | 6.1 %  |
| 7 役員になりたくないから           | 12.7 % |
| 8 マンションそのものが加入していないから   | 18.8 % |
| 9 自治会・町内会の必要性を感じないから    | 10.6 % |
| 10 住んでいる地域に自治会・町内会がないから | 2.9 %  |
| 11 その他                  | 13.1 % |
- (無回答 2.9 %)

問 あなたは、自治会・町内会がどのような活動を行っているかご存知ですか。あてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 よく知っている   | 11.5 %             |
| 2 ある程度知っている | 43.0 %             |
| 3 あまり知らない   | 28.9 %             |
| 4 まったく知らない  | 13.0 % (無回答 3.6 %) |

問 お住まいの地域をより住みよくするために、自治会・町内会は必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選び、番号に をつけてください。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1 そう思う           | 42.7 %            |
| 2 どちらかといえばそう思う   | 43.7 %            |
| 3 どちらかといえばそう思わない | 8.8 %             |
| 4 そう思わない         | 2.9 % (無回答 1.9 %) |

問 (上記の問で「1 そう思う」または「2 どちらかといえばそう思う」と回答した方へ)

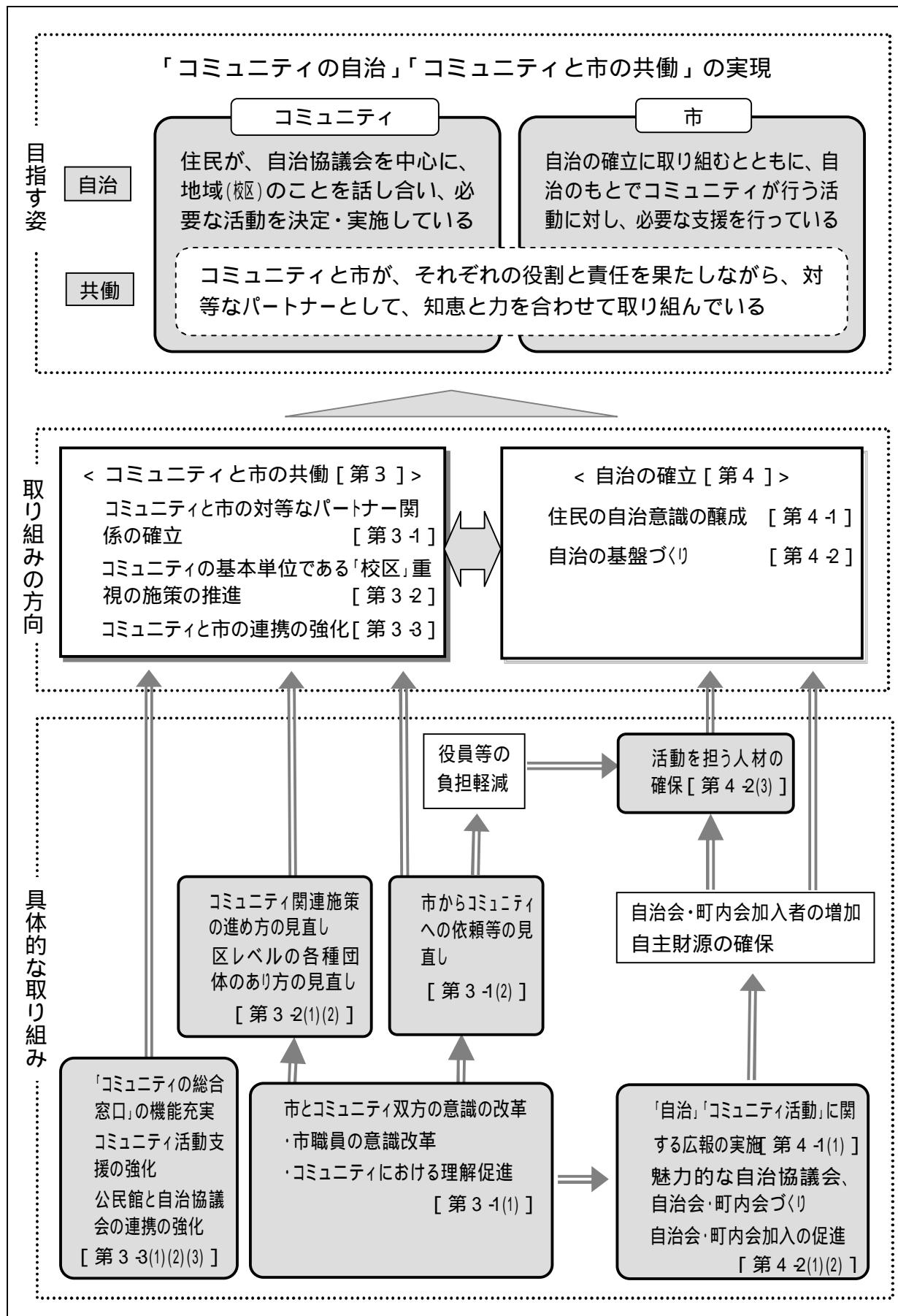
自治会・町内会が必要だと思う理由は何ですか。最もあてはまるものを3つまで選び、番号に をつけてください。

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1 住民同士が交流し、顔見知りになることが大切だから         | 61.5 %      |
| 2 住民が楽しめる催しなどが大切だから                | 8.3 %       |
| 3 清掃など、良好な生活環境を維持するための活動が大切だから     | 41.5 %      |
| 4 防犯灯の設置など、地域の安全を守るための活動が大切だから     | 47.2 %      |
| 5 災害など、いざという時に、地域でのつながりが大切だから      | 56.2 %      |
| 6 回覧板などで、住民が地域情報や生活情報を共有することが大切だから | 26.7 %      |
| 7 住民が地域のことを話し合い、決定する場が必要だから        | 16.3 %      |
| 8 住民を代表して、行政など、外部の団体と協議する組織が必要だから  | 13.1 %      |
| 9 その他                              | 0.6 %       |
|                                    | (無回答 1.5 %) |

自治会・町内会が、より多くの住民の参加や協力を得ながら活発に活動していくために、今後どのようなことに取り組むことが大事だと思いますか。最もあてはまるものを3つまで選び、番号に をつけてください。

- |                                         |             |
|-----------------------------------------|-------------|
| 1 住民が活動に参加しやすいよう、活動の内容や参加方法を広く住民に知らせること | 59.2 %      |
| 2 住民のニーズや意見を踏まえた活動を行うこと                 | 29.7 %      |
| 3 住民が楽しんで参加できるよう、活動の内容を工夫すること           | 35.7 %      |
| 4 事業や予算などについて積極的に住民に情報を公開すること           | 20.4 %      |
| 5 民主的な方法で役員を選出すること                      | 7.1 %       |
| 6 特定の人に負担が集中しないような仕組みをつくること             | 34.7 %      |
| 7 性別や年齢にかかわらず、住民が広く参加できる仕組みをつくること       | 32.4 %      |
| 8 自治会費の額を下げるなど、住民の金銭的な負担を少なくすること        | 11.6 %      |
| 9 自治会・町内会に加入していない人(または世帯)に、加入を呼びかけること   | 8.5 %       |
| 10 その他                                  | 1.5 %       |
|                                         | (無回答 9.3 %) |

## 12 本提言における「目指す姿」と取り組みの関係（イメージ図）



## 13 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」委員及び検討経過

< 検討経過 >

第1回 / 平成18年10月2日 10:00~12:00

- ・「自治協議会・自治会等アンケート」の結果（速報）及び「自治協議会等ヒアリング」の結果を事務局より説明
- ・コミュニティ及びコミュニティ関連施策の現状・課題等について審議

第2回 / 平成18年10月27日 13:30~15:00

- ・コミュニティ及びコミュニティ関連施策の課題について審議（第1回の継続）

第3回 / 平成19年3月16日 13:30~15:30

- ・「自治協議会・自治会等アンケート」の結果（最終）を事務局より報告
- ・コミュニティ関連施策の成果と課題を確認
- ・「コミュニティと行政の共働における課題」について審議

第4回 / 平成19年5月29日 15:30~17:30

- ・検討項目及びスケジュールを確認
- ・「財政的支援のあり方（自治協議会への補助金のあり方）」について審議

第5回 / 平成19年7月5日 14:30~16:30

- ・「財政的支援のあり方（自治協議会以外への補助金のあり方）」について審議
- ・第1次提言の構成及び骨子案（「コミュニティへの財政的支援のあり方」「コミュニティと行政の共働のあり方」に関する部分）について審議

第6回 / 平成19年8月6日 14:30~16:30

- ・「第1次提言（案）」について審議

第7回 / 平成19年9月6日 14:00~16:00

- ・「第1次提言（案）」について審議

< 第1次提言 / 平成19年10月4日 >

第8回 / 平成19年12月4日 16:00~18:00

- ・「コミュニティ活動の環境づくり」について審議

第9回 / 平成20年3月13日 14:00~16:00

- ・「コミュニティ活動の環境づくり」について審議（第8回の継続）

第10回 / 平成20年5月29日 15:30~17:30

- ・「コミュニティと行政の共働のあり方」について審議
- ・「コミュニティ活動の環境づくり」について審議

第11回 / 平成20年7月17日 13:00~15:00

- ・第2次提言の構成及び骨子案（「第2 目指す姿と取り組みの方向」「第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み」に関する部分）について審議

第12回 / 平成20年8月5日 15:30~17:30

- ・第2次提言の骨子案（「第4 コミュニティの自治の確立に向けた方策」に関する部分）について審議
- ・「第2次提言(案)」（「第1 提言の趣旨」「第2 目指す姿と取り組みの方向」「第3 コミュニティと市の共働に向けた取り組み」に関する部分）について審議

第13回 / 平成20年9月9日 15:30~17:30

- ・「第2次提言(案)」について審議

## &lt; 委員 &gt;

( 敬称略、五十音順 )

委員	青木 武	区自治協議会会长会等会長 ( 東区自治組織等連絡協議会会长、香住丘校区自治協議会会长 )
委員	荒瀬 泰子	区長(早良区長)
委員	池浦 順子	地域活動実践者(和白東ボランティア「ああしす」会長)
<u>副会長</u>	石森 久広	学識経験者(西南学院大学法科大学院教授)
委員	緒方 博	公民館長会会长(美野島公民館館長)
委員	小林 昌樹	区自治協議会会长会等会長 ( 城南区自治協議会連絡會議長、堤丘校区自治協議会会长 )
委員	陶山 博道	市民局長
委員	多田 安幸	区自治協議会会长会等会長 ( 西区自治協議会会长会長、姪浜校区自治協議会会长 )
委員	十時 裕	地域活動実践者(福岡市地域活動アドバイザー)
委員	中村 健士	区自治協議会会长会等会長 ( 南区自治組織協議会会长、大池校区自治協議会会长 )
委員	原田 陽次	区自治協議会会长会等会長 ( 中央区自治協議会等代表者会会长、高宮校区自治協議会会长 )
委員	平山 清子	自治協議会会长(那珂南校区自治協議会会长)
委員	福山 誠	区自治協議会会长会等会長 ( 博多区自治協議会会长連絡協議会会长、東住吉校区自治協議会会长 )
委員	松村 良子	地域活動実践者(西区男女共同参画をすすめる会会长)
<u>会長</u>	森田 昌嗣	学識経験者(九州大学大学院芸術工学研究院教授)
委員	結城 勉	区自治協議会会长会等会長 ( 早良区地区自治組織連絡協議会会长、脇山校区自治協議会会长 )
委員	吉田 利枝	公民館長(小笠公民館館長)
委員	吉村 哲夫	区長(東区長)
(前委員) 久保田久恵		
高原 秀雄		
浜崎 真人		
米倉 和男		
公民館長(田島公民館館長)		
公民館長会会长(香椎下原公民館館長)		
区長(中央区長)		
公民館長会会长(愛宕公民館館長)		
第2次提言の検討に係る委員を記載。		